

○京都女子大学教員資格審査基準

制 定 昭和47年5月10日

最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 京都女子大学教員の採用及び昇任の手續きに関する規則（以下「本規則」という。）に基づき、本学専任の教授、准教授、講師及び助教の資格審査を円滑に実施するために、この基準を設ける。

(教員の条件)

第2条 本学の教員は、次の条件を備えるものとする。

- (1) 人格識見がすぐれ、本学の建学の精神を十分に理解し、これを達成するのに誠実である者
- (2) 教育研究並びに運営に熱意があり、これに耐える健康を有する者

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、原則として大学（短期大学を含む。以下同じ。）における5年以上の教育経歴（実務家の場合は企業等における5年以上の実務経験と高度の専門的知識）を有し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における3年以上の教育経歴（実務家の場合は企業等における5年以上の実務経験）を有し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において専任の講師、助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) 修士の学位又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 芸能、体育等については、特殊な技能を有すると認められる者

(4) 授業科目に関する実技実務に深い経験を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第3条各号、第4条各号又は前条各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(その他)

第7条 専任教員の業績評価方法及び評価基準については別に定める。

2 大学院担当の資格審査については別に定める。

第8条 非常勤講師の審査については、その担当する授業科目に関連ある学部の教授会で、教授会規程の定めるところによりこれを行う。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、大学教員人事会議の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日以降の資格審査から適用する。